

児童手当・特例給付 認定請求書
 児童手当・特例給付 額改定認定請求書

R 6 . 1 0 ~

<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 養育者変更 <input type="checkbox"/> 他()	市受付印
提出年月日	
年 月 日	受付者:

[管理番号: _____ 住登年月日: _____ 個人番号職権取得: 請 配 _____]

(宛先) 小金井市長

請求時及び受給期間中の資格審査のために、小金井市長が私の世帯の状況を公簿で調査すること及び電子計算組織に記録することに同意し、児童手当・特例給付の受給資格の認定を請求します。

生活保護受給	有・無
ひとり親医療費助成	有・無
心身障害者医療費助成	有・無

請求者	ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
	氏名 (生計中心者)		男・女	職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者
	請求者個人番号		←額改定時は不要	勤務先	
	住所	小金井市	本年1/1現在の住所(市区町村名のみ): _____ 前年1/1現在の住所(市区町村名のみ): _____		

配偶者等	配偶者の有無	有・無	ふりがな		生年月日	年 月 日
	配偶者の氏名				配偶者の職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者
	配偶者個人番号		←額改定時は不要	配偶者の住所	同上・()	

児童 (22歳に達する日以前の3月31日までの児童全員)	ふりがな	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	監護の有・無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満○印	※小学校修了前○印	※中学校修了前○印
				年 月 日	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
				年 月 日	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
				年 月 日	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
				年 月 日	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
別居のときの児童の住所												

加入年金の種類	ア 厚生年金 → 該当する場合は○ () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済 イ 国民年金 ウ その他 ()
---------	--

支払希望金融機関 (額改定時は不要)	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店 支店 出張所	種別	口座名義(カタカナ) (請求者本人に限る)
	金融機関番号-店番号	-	口座番号	

※印の欄は、記入しないでください。字は楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。記入押印に代えて、署名することができます。

※市記入欄(審査欄)													
資格確認	国籍	日本・外国【在留期間: _____ ~ _____】											
	年金証明	健康保険証・年金加入証明書・国民年金・未加入											
所得審査	年度	A 総所得	受給者	円	雑損控除額	円	小規模企業共済	円	障害者控除額	円	寡・ひとり親・勤労	円	
			配偶者	円	医療費控除額	円	掛金控除額	円	障 害 者 特 障 人	円	一律控除	円	
		B 控除計	受給者	円		円		円		円		円	80,000円
			配偶者	円		円		円		円		円	80,000円
	A-B 控除後所得	受給者	円	扶養親族の数 人 (同一生計配偶者 有・無、老人扶養等 人、その他 人)									
所得制限限度額	円	譲渡所得の有無			有・無								
区分	<input type="checkbox"/> 児童手当	認定・却下年月日	年 月 日		手当月額	3歳未満	円	小修了前 中学生分 計	円	入力者			
	<input type="checkbox"/> 特例給付	支給開始年月	年 月			円	円						
不足書類	<input type="checkbox"/> 健康保険証(請・児・配) <input type="checkbox"/> 別居監護申立書 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 年金加入証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()											住基確認	
												所得確認	
備考													

注意

- 1 「氏名(生計中心者)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 「請求者個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「性別」、「生年月日」、「職業」、「配偶者の有無」、「加入年金の種類」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「配偶者の氏名」、「配偶者の職業」、「配偶者個人番号」、「配偶者の住所」の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
「配偶者の住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 「加入年金の種類」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事項を公募等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 請求者又は配偶者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類